売却基準価額は民事執行規則第30条の3第1項により
執行裁判所が職権で変更したものである。

令和　８年（ヌ）第　　６号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１２日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　千　場　勇　太

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日　午前　８時３０分から 令和　８年１２月１０日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前１０時００分 松山地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　７日　午前１０時００分 松山地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１８日　午前１０時００分から 令和　８年１２月２１日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１２日から当庁民事書記官室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和７年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1	640,000 512,000		128,000	11,366	0
備考	売却基準価額は民事執行規則第30条の3第1項により 執行裁判所が職権で変更したものである。				

令和　８年（ヌ）第　　６号

物　件　目　録

１　所　　在　　新居浜市萩生字本郷

　　地　　番　　５１０番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２６１．４６平方メートル

令和　８年（ヌ）第　　６号

物　件　明　細　書

令和　８年　６月１０日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　千　場　勇　太

1　不動産の表示

【物件番号１】

別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要

なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号１】

賃借権（不明）

範　囲　　全部

賃借人　　B

賃借権の存否（占有権原の存否，占有権原の種別）は不明であるが，最先の賃借権が存在するものとして売却基準価額が定められている。

4　物件の占有状況等に関する特記事項

なし

5　その他買受けの参考となる事項

なし

《　注　　意　　書　》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ヌ）第　　６号

物　件　目　録

１　所　　在　　新居浜市萩生字本郷

　　地　　番　　５１０番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２６１．４６平方メートル

令和　８年(ヌ)第　　６号
令和　８年　２月２５日受理
令和　８年　３月１３日提出

現 況 調 査 報 告 書

松 山 地 方 裁 判 所
執行官　住　田　克　明

（注）　チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ヌ）第　　6号

物　件　目　録

1　所　　在　　新居浜市萩生字本郷

　　地　　番　　５１０番３

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２６１．４６平方メートル

（土地用）

不動産の表示	物件目録のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１
現況地目	■宅地　（物件１）　□公衆用道路（物件　）　□田（物件　） □雑種地（物件　）　□山林　（物件　）　□畑（物件　） □農地（物件　）
形状	□公図のとおり　■地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □物件現況図のとおり
占有者及び占有状況	□土地所有者　■その他の者（B） ■上記の者が，本土地上に，下記の目的外建物を所有し，占有している。 □上記の者が，駐車場として使用し，占有している。 □上記の者が更地の状態で占有している。 ■「占有者及び占有権原」のとおり
その他の事項	「その他の事項」のとおり（５枚目）
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 保管開始日　令和　年　月　日
建物（目的外建物）	□ない ■ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）　チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（占有関係用＜単独＞）

占有者及び占有権原（物件１関係）

占有範囲	■全部　□部分
占有者	□債務者　■B
占有状況	■敷地　□資材置場　□工場　□通路 □居宅　□事務所　□倉庫

□関係人（□（所有者）　□（占有者））の陳述／
□提示文書（契約書）の要旨

占有権原		□賃借権　□使用借権　□所有権　■不明
占有開始時期		令和６年９月２８日
最初の契約等	契約日	令和年月日
	期間	□令和年月日から　□令和年月日まで年間 □期間の定めなし
更新の種別		□合意更新　□自動更新　□法定更新
現在の契約等	期間	令和年月日から　□令和年月日まで年間 □期間の定めなし
契約等当事者	貸主	□所有者　□その他の者（　　）
	借主	□占有者　□その他の者（　　）
賃料・支払時期等		□毎月金万円（毎月日限り月分払い） □前払（　　分　　円） □相殺（　　分　　円）
敷金・保証金		□ない　□ある（□敷金　　円　□保証金　　円） □不明
特約等		□譲渡・転貸を認める　□
その他		１．公簿上，物件１の土地の現所有者である A は，令和６年９月２８日付けで，前所有者である C から，遺贈により同土地の所有権を取得したとされている。 ２．物件１の土地を所在地とする家屋番号５１０番３の建物は，公簿上，昭和６３年７月１３日付けで，B により，物件１の土地上に新築されたとされている。

執行官の意見	■上記のとおり　□下記のとおり　□「執行官の意見」のとおり

（注）　チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（目的外建物等用＜複数＞）

目的外建物の概況（物件１関係）

1	所在	愛媛県新居浜市萩生字本郷５１０番地３
	家屋番号	□ない（未登記）　■５１０番３
	種類	■居宅　□店舗　□共同住宅　□工場　□倉庫　□作業場　□
	構造	木造瓦葺２階建
	床面積（概略）	１階　９２．５６平方メートル ２階　３２．８３平方メートル （公簿上の記載による）
	所有者	□土地所有者　■その他の者（B）　□不明
	建築時期	■昭和６３年７月１３日 □不明
	建築者	■現所有者　□その他の者（　　）　□不明
	その他の事項	「その他の事項」のとおり（５枚目）
2	所在	愛媛県新居浜市萩生字本郷５１０番地３
	家屋番号	■ない（未登記）　□
	種類	□居宅　□店舗　□共同住宅　□工場　□倉庫　■車庫　□作業場
	構造	軽量鉄骨造スレート葺平家建
	床面積（概略）	約１８平方メートル （公課証明書上の床面積は，１８平方メートルである。）
	所有者	□土地所有者　■その他の者（B）　□不明
	建築時期	■平成２年４月ころ（公課証明書上の記載による） □不明
	建築者	□現所有者　■その他の者（B）　□不明
	その他の事項	「その他の事項」のとおり（５枚目）

（注）　チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

その　他　の　事　項

１．公図上，物件１の土地の概ね南側には，地番５１０番２の土地（地目：公衆用道路，地積：１３平方メートル，所有者：新居浜市）を介して道が隣接するとされている。現況では，物件１の土地の概ね南側には，アスファルト舗装された道路（建築基準法４２条２項に規定する道路）が隣接している（ただし，当該道路の概ね南側境界付近は，鋼製ないしはコンクリート製のグレーチングが敷設された溝渠となっている。）。なお，現況における当該道路の幅員を踏まえると，物件１の土地において建物を再築する際には，道路後退の必要があるものと思われる。

２．現況では，物件１の土地は，家屋番号５１０番３の建物（以下「目的外建物１」という。）や，車庫として利用されていると思われる未登記建物（以下「目的外建物２」という。ちなみに，同建物に関する固定資産税の納税義務者は，B とされていることなどから，目的外建物２の所有者については，同人であるものと推測される。そうすると，目的外建物１及び２の位置関係や，現況から推測される利用状況等を踏まえると，おそらく目的外建物２は，目的外建物１の附属建物であると思われる。）の敷地として利用されている。物件１の土地のうち，中央付近から西側付近にかけては目的外建物１が，北東付近には目的外建物２が，それぞれ存する。また，現況では，物件１の土地の東側中央付近から南東付近にかけては概ねコンクリート舗装され，同所は，駐車場等として利用されているものと思われる。

３．本調査によるも，本件所有者である A や，目的外建物１の所有者である B との接触はかなわず，同人らからの事情聴取ができなかったため，物件１の土地に係る目的外建物１及び２の占有権原は不明である。なお，物件１の土地の南東付近に存する門柱の表札には，目的外建物１の所有者の氏名が表示されている。

（注）　チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調　査　の　日　時	調　査　の　場　所　等	調　査　の　方　法　等
令和８年２月２７日（金） １１：００～１１：３０	松山地方法務局西条支局	公図，登記事項等の閲覧，謄写
令和８年２月２７日（金） １２：００～１２：３０	新居浜市役所	地番図等資料収集
令和８年２月２７日（金） １２：５０～１３：２０	物件所在地	占有等現地調査，近隣調査，調査立会依頼文書を投函
令和８年３月３日（火） １３：００～１３：３０	物件所在地	占有等現地調査，近隣調査，調査立会依頼文書を投函
令和８年３月９日（月） １０：００～１０：４０	物件所在地	立入調査，写真撮影（評価人と同行）

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので，立会人を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

（注）　チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり



(注) 地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	新居浜市萩生字本郷				地番	510番3		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3版をA4に縮小

令和8年2月26日
松山地方法務局西条支局
登記官 [redacted]

請求番号：6-1
(1/1)

(7 枚目)

公用

公用

登記年月日：昭和61年10月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年2月26日　松山地方法務局西条支局
登記官

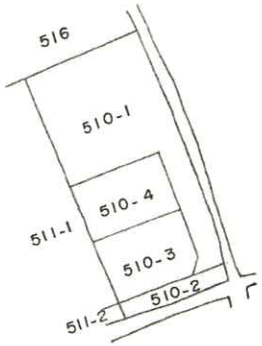
（8枚目）

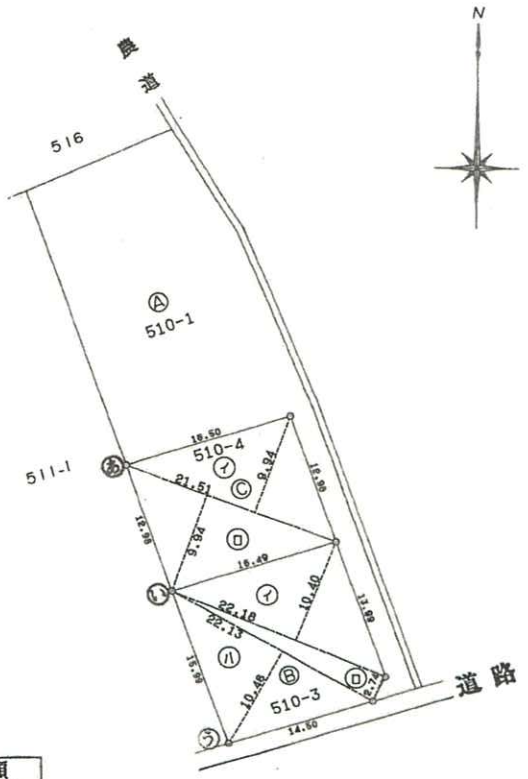
300803　分筆地形図

（前）510-1　（後・新）510-1, -3, -4

地番	510番3・4　, −1
土地の所在	新居浜市荻生字本郷

土地所在図
地積測量図





三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	倍面積	地積
510 -3 Ⓑ	イ	22.18	10.40	230.6720	
	ロ	22.18	2.74	60.7732	
	ハ	22.13	10.46	231.4798	
			合計	522.9250 ㎡	
			面積	261.46250 ㎡	261 ㎡
510 -4 Ⓒ	イ	21.51	9.94	213.8094	
	ロ	21.51	9.94	213.8094	
			合計	427.6188 ㎡	
			面積	213.80940 ㎡	213 ㎡
510 -1 Ⓐ			公簿	1054.0000000 ㎡	
			総計	475.27190 ㎡	
			残地	578.7281000 ㎡	578 ㎡

※使用機械名　JEC 1880Gシステム

境界標の種類	
㋑	石積角
㋺	コンクリート擁壁
	刻付け赤ペン
㋩	コンクリート擁壁
	刻付け赤ペン

作製者	[redacted]	（昭和61年10月22日作製）
申請人	[redacted]	縮尺 1/500

（愛媛県土地家屋調査士会用紙）

61　№ 003011　S.61.10.24　61. 7. 200番

A3版をA4に縮小

請求番号：6-2

公用

登記年月日：昭和63年7月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年2月26日　松山地方法務局西条支局
登記官 [redacted]

（9枚目）

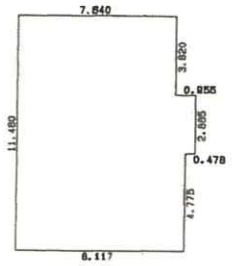
550412

各階平面図

家屋番号	510番3
建物の所在	新居浜市萩生字本郷510番地3

建物図面

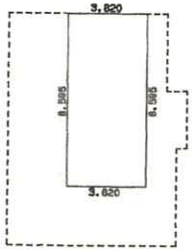
1階



求積表

11.460 X	7.640	=	87.554400
7.640 X	0.477	=	3.644280
2.865 X	0.478	=	1.369470
	合計		92.568150
	床面積		92.56 ㎡

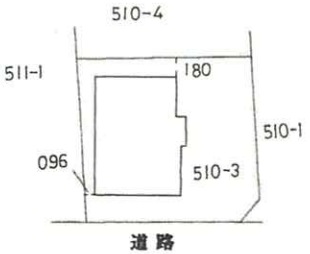
2階



求積表

8.595 X	3.820	=	32.832900
			32.832900
	床面積		32.83 ㎡





作製者	[redacted] 年 7月 20日作製)	縮尺	1/250
申請人	[redacted]	縮尺	1/500

(愛媛県土地家屋調査士会用紙)

62　№ 010692　S63. 7. 21　62.8. 100冊

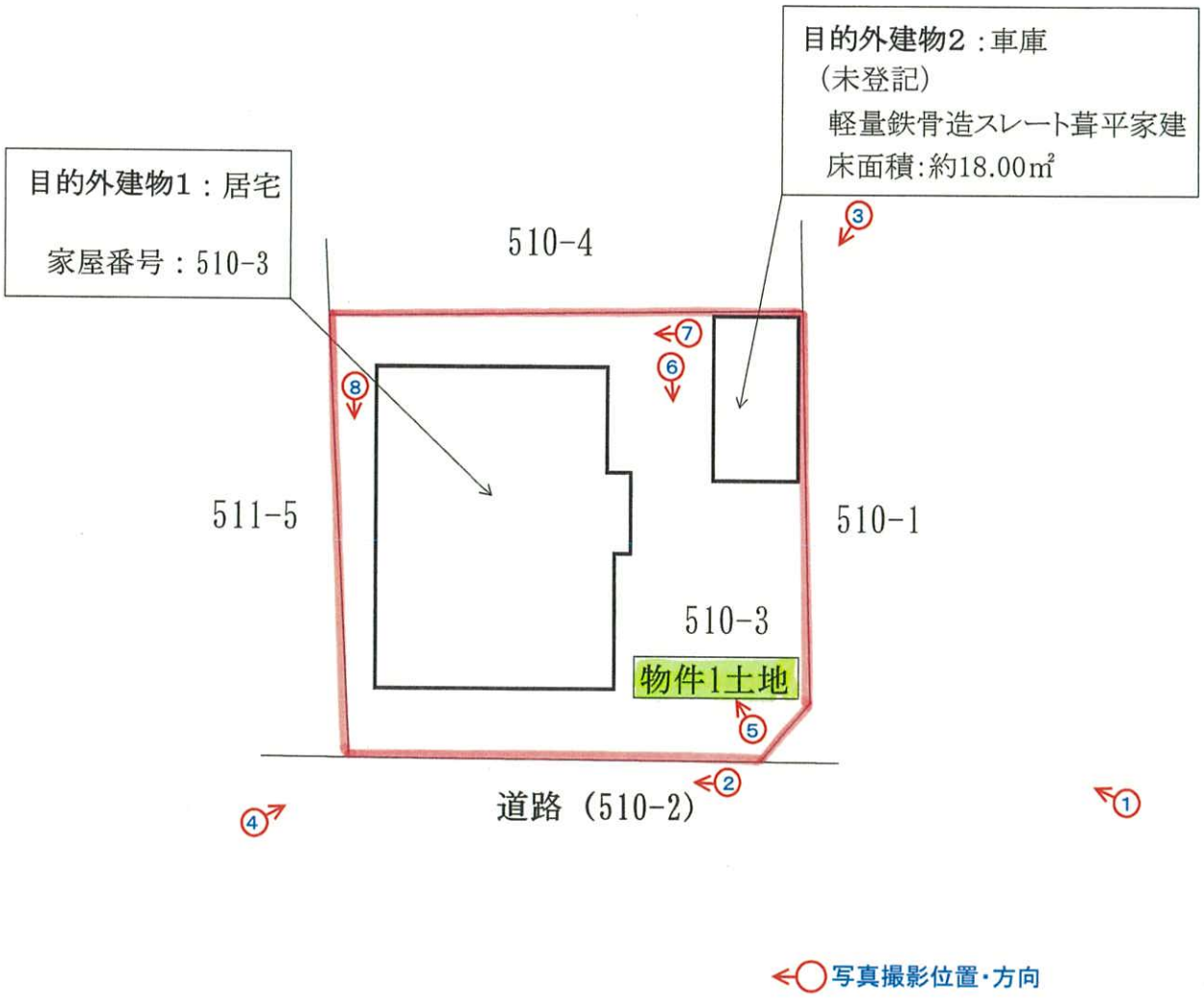
A3版をA4に縮小

請求番号：6-4

土地建物位置関係図

（概略図）

令和8年（ヌ）第6号　物件1



1


目的外建物1
目的外建物2
物件1土地

2


目的外建物1
物件1土地

3


目的外建物2
目的外建物1

4


目的外建物1

5


目的外建物1
目的外建物2
物件1土地

6


目的外建物2
目的外建物1
物件1土地

目的外建物1

7



物件1土地

目的外建物1

8



物件1土地

写し

令和８年　　（ヌ）　第　６号
令和８年　３月　９日現地調査
令和８年　３月１０日評　　価

松山地方裁判所　御中

評　　価　　書

評 価 人　不動産鑑定士

高　橋　宏　明

第１　評価額

番　号	評価額
物件1（土地）	金　　910,000　円

物件1土地の価格は目的外建物のための土地利用権等価格を控除した価格である。

第２　評価の条件

1　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	新居浜市萩生字本郷 510番3 宅地 261.46㎡	ほぼ同左

番号	特記事項
1	○物件1土地上には、下記の目的外建物が存する。概要は以下の通り。 ＜目的外建物の概要＞ （主である建物） ・家屋番号：510番3 ・種類：居宅 ・構造：木造瓦葺2階建 ・床面積：1階：92.56㎡　2階：32.83㎡　延：125.39㎡ ・建築年月日：昭和63年7月13日新築 （未登記附属建物） ・種類：車庫 ・構造：軽量鉄骨造スレート葺平家建 ・床面積：約18.00㎡（評価人概測） ・建築年月日：平成2年4月頃（課税資料による）

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件1土地）

位置・交通	ＪＲ予讃線「中萩駅」　東方　道路距離　約2.0ｋｍ 最寄りバス停「萩生バス停」北西方約170m（徒歩約3分）	
付近の状況	対象地周辺は、一般住宅、農家住宅のほか農地等も見られる国道１１号線北側背後の住宅地域である。	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	非線引都市計画区域
	用途地域	指定なし
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火地域	指定なし
	その他の規制	特定用途制限地域指定（下記特記事項参照）
画地条件（規模、形状等）	地積	261.46㎡
	形状	ほぼ正方形（間口約16.5m、奥行約16.0m）
	地勢	ほぼ平坦地
	地目	宅地
接面道路の状況	○南側幅員約2.3～2.5m舗装道路にほぼ等高接面 ※上記道路は建築基準法第42条2項道路に該当	
土地の利用状況等	物件1土地については、目的外建物の敷地として利用されている。 ※詳細については、「現況調査報告書」参照	
供給処理施設	上水道：あり（前面道路に上水道管あり） ガス配管：なし 下水道：なし（前面道路に下水道管なし） (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。	
特記事項	○危険、嫌悪施設：なし ○埋蔵文化財包蔵地域の指定：なし ○土壌汚染について、現況利用状況、登記履歴、昭和48年当時の住宅地図による確認等により調査した結果、土壌汚染の可能性は低いものと判断。 ○特定用途制限地域指定については以下の通り 物件1土地の南側（約半分）：幹線道路沿道地区 物件1土地の北側（約半分）：田園居住地区	

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を以下の通り求めた。

番号	標準画地価格 (円／㎡) ア	個別 格差 イ	地　積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	19,400	0.95	261.46	0.90	4,340,000

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 標準価格		新居浜－14 時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
28,400円／㎡	×	99.2／100	×	100／100	×	100／145	≒	19,400円／㎡

◇ 時点修正：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：　画地条件等を考慮した。

◇ 地域格差：　街路、交通接近、環境条件格差等を考慮した。

イ　個別格差：　物件1土地の減価要因：道路後退等

∴個性率：95.0％（▲5.0％）

ウ　地 積 ：　登記地積を採用。

エ　建付減価：　目的外建物の状況、建物と敷地との適応の状態等を考慮し、物件1土地について上記の通り補正した。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1土地については土地利用権等価格を控除し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。
なお、目的外建物の土地利用権等の及ぶ範囲は、物件1土地全体と判断した。

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ
1	4,340,000	0.50	借地権	2,170,000

イ　土地利用権等割合：目的外建物の土地利用権を借地権と判定し、その割合を50％と査定。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格（円） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額（円） （ア＋イ）×ウ×エ×オ
1	4,340,000	-2,170,000		0.7	0.6	910,000

ウ　占有減価修正：必要なし

エ　市場性修正：目的外建物の存在等による市場性の減退を考慮した。

オ　競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

①地価公示価格　　新居浜－14

所在	新居浜市萩生字本郷821番2
価格	28,400円／㎡
位置	JR予讃線「中萩駅」から道路距離約2.4km
価格時点	令和7年1月1日
地積	312㎡
供給施設	水道・下水
接面道路	北側4m市道に接面
用途指定等	非線引都市計画区域　　第1種中高層住居専用地域 （建ぺい率60％、容積率200％）
地域の概要	一般住宅のほかに店舗等が見られる住宅地域

②固定資産税評価額（令和7年度）

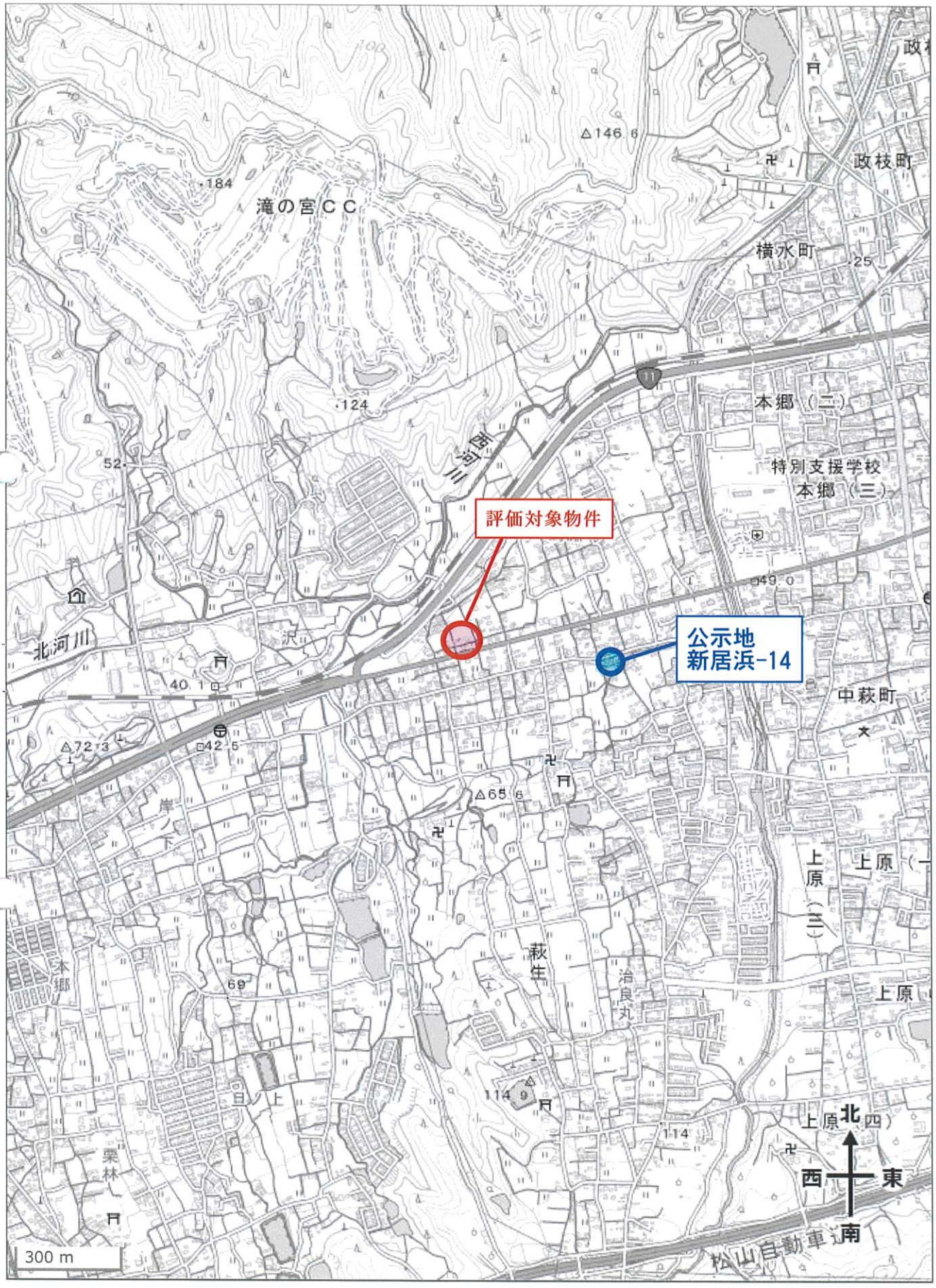
物件1土地　　3,944,124円

「ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。」

第７　附属資料

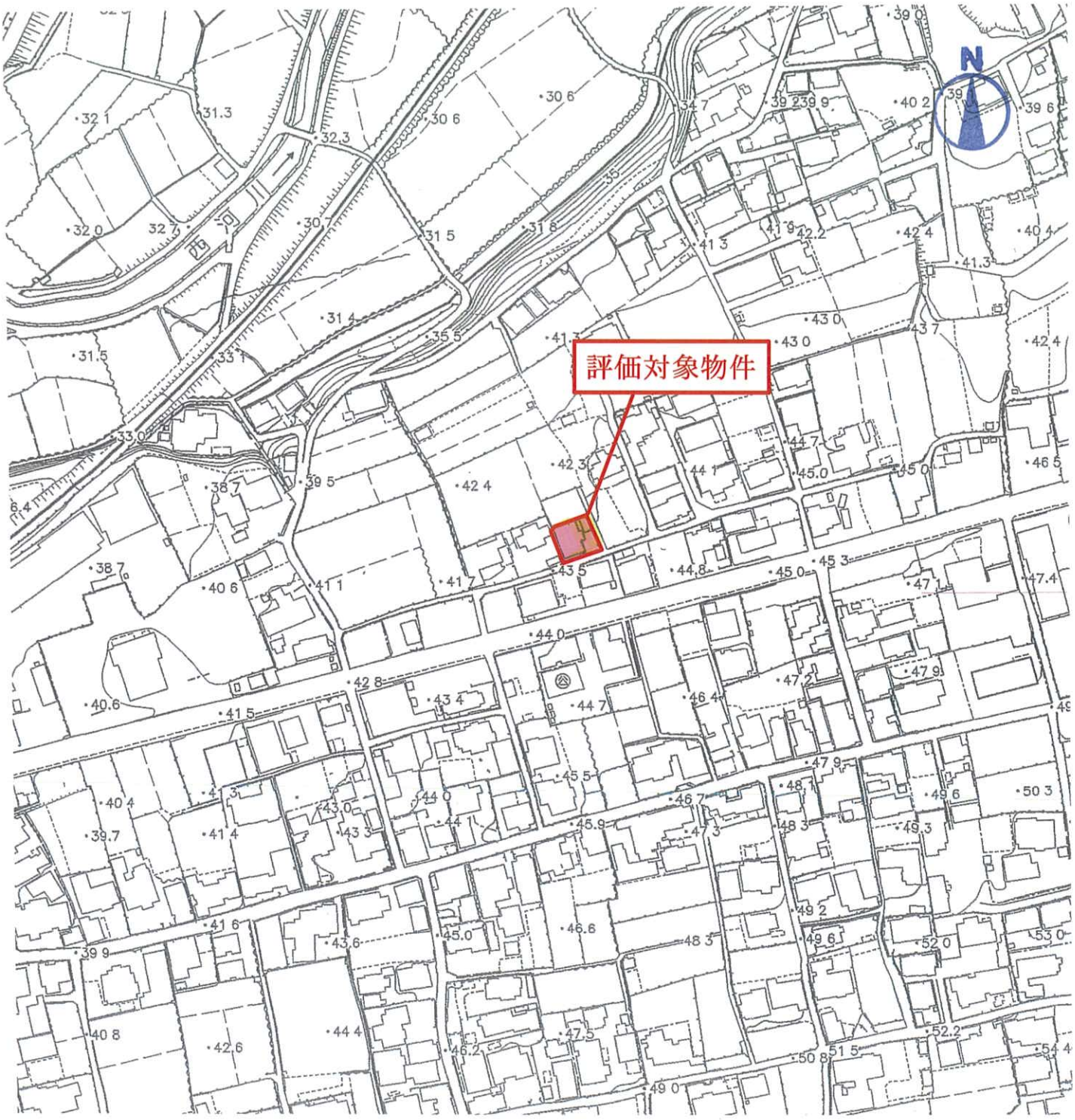
1　位置図（１）
2　位置図（２）（ 2,500分の1）
3　公図写し（地図に準ずる図面　縮尺不明）
4　地積測量図写し
5　建物図面・各階平面図写し　　以上

位置図(1)



【国土地理院地図】

位置図(2)



S＝1：2,500

【新居浜市役所　都市計画図写】

公図写し

イ 523-3　ハ 水　ホ 495-1　ト 水　リ 469-3
ロ 523-4　ニ 水　ヘ 468-1　チ 469-4



（注）地図に準ずる図面は，土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間，これに代わるものとして備え付けられている図面で，土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

※Ａ3判をＡ4判に縮小



請求部分	所在	新居浜市萩生字本郷				地番	510番3		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月26日
松山地方法務局西条支局
登記官 [redacted]

請求番号：6-1
(1/1)

公用

公用

登記年月日：昭和61年10月24日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年2月26日　松山地方法務局西条支局　登記官

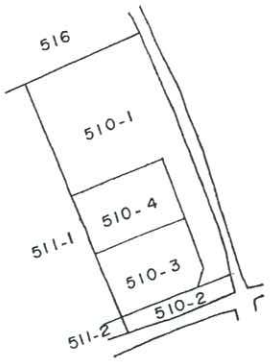
-10-

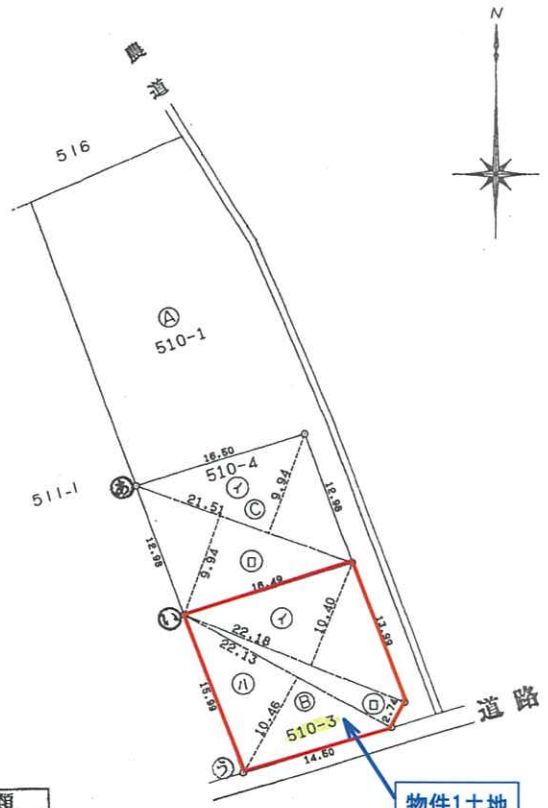
300803　分筆地形図

(前) 510-1　(後・新) 510-1, -3, -4

地番	510番3・4 , -1
土地の所在	新居浜市萩生字本郷

土地所在図
地積測量図





三斜求積表

地番	NO	底辺	高さ	倍面積	地積
510 -3 Ⓑ	イ	22.18 X	10.40 =	230.6720	
	ロ	22.18 X	2.74 =	60.7732	
	ハ	22.13 X	10.46 =	231.4798	
			合計	522.9250 ㎡	
			面積	261.46250 ㎡	261 ㎡
510 -4 Ⓒ	イ	21.51 X	9.94 =	213.8094	
	ロ	21.51 X	9.94 =	213.8094	
			合計	427.6188 ㎡	
			面積	213.80940 ㎡	213 ㎡
510 -1 Ⓐ			公簿	1054.0000000 ㎡	
			総計	475.27190 ㎡	
			残地	578.7281000 ㎡	578 ㎡

※使用機種名　JEC 1880Gシステム

境界標の種類	
Ⓐ	石積角
Ⓘ	コンクリート擁壁
	刻付け赤ペン
Ⓤ	コンクリート擁壁
	刻付け赤ペン

作製者 [redacted]

申請人 [redacted]

地積測量図写し

※A3判をA4判に縮小

[redacted]

請求番号：6-2

公用

登記年月日：昭和63年7月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月26日

松山地方法務局西条支局

登記官

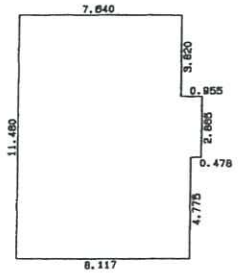
-11-

550412

各階平面図

家屋番号	510番3
建物の所在	新居浜市萩生字本郷510番地3

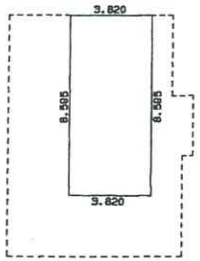
1　階



求積表

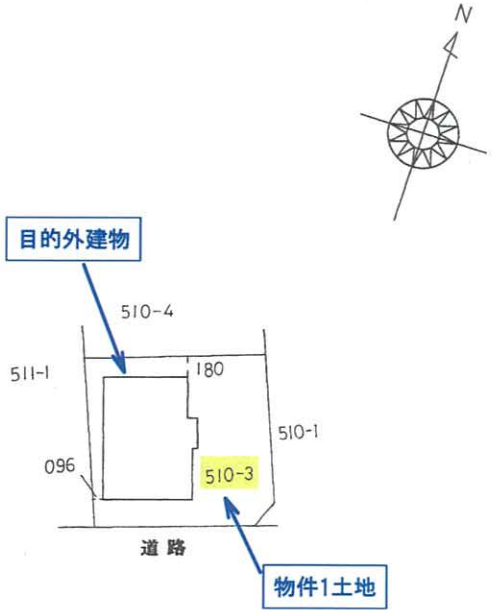
11.460	X 7.640	=	87.554400
7.640	X 0.477	=	3.644280
2.865	X 0.478	=	1.369470
	合計		92.568150
	床面積		92.56 ㎡

2　階



求積表

8.595	X 3.820	=	32.832900
			32.832900
	床面積		32.83 ㎡



建物図面・各階平面図写し

※A3判をA4判に縮小

作製者	[redacted]	縮尺	1/250

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

（愛媛県土地家屋調査士会用紙）

62　№ 010692　S 63. 7. 21　62.8. 100冊

[redacted]

請求番号：6-4